

令和2年10月16日
株式会社 CSCソリューションズ
代表取締役 長宗 勝也

当社に対する総務省からの行政指導について

株式会社 CSCソリューションズは、当社親会社の株式会社 テレ・マーカが提供する光コラボサービスである「プラチナ光」の電話勧誘に関しまして、2020年10月14日付で総務省より書面による指導を受けており、こういった事態になったことを真摯に受け止め、深く反省し、お客様ならびに関係者各位へ多大なご心配、ご迷惑をお掛けしております事を深くお詫び申し上げます。

今後このような不適切な事案が生じることがないように、下記の指導を踏まえ、再発防止措置を速やかに講じて参ります。

尚、再発防止措置が完全に講じられる迄は、光コラボサービスである「プラチナ光」の勧誘は一旦停止とさせて頂き、当該再発防止措置の内容については、令和2年11月13日までに、総務省へ文書で報告致します。

・行政指導の内容

電気通信事業法第73条の3の規定により準用する第27条の2第1号(不実告知等の禁止)及び第2号(自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止)の規定並びに第73条の2第1項(媒介等の業務の届出等)の規定の遵守が徹底されるよう措置を行うことと総務省より行政指導頂いております。

当社といたしましては、今回の指導に基づき事業体制を見直し、再発防止を徹底するとともに、お客様へより良いサービスを提供できるよう努めてまいります。

尚、現在「プラチナ光」をご利用頂いておりますお客様各位におかれましては、引き続きご安心してご利用頂けます。

この度の行政指導に関して、お客様へご心配、ご迷惑をお掛け致しております事を重ねてお詫び申し上げますと共に、今後ともご愛顧を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

以上